

造血細胞移植後の任意予防接種費用助成金について

岡谷市では、造血細胞移植により、移植前に受けた定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断され、再度、任意に予防接種を受ける場合の費用を助成します。

必ず、接種前の申請が必要ですので、健康推進課までご相談ください。

1 対象者 以下の①～③のすべての要件に該当する方

- ①予防接種当日及び申請日において、岡谷市に居住し、住民基本台帳に記録されている方
- ②定期予防接種を受けた日以降に造血細胞移植を行い、接種済みの予防接種の効果が期待できず、再度の予防接種が必要と医師が認める方
- ③再度の予防接種を受ける日において、20歳未満である方

2 助成の対象となる任意予防接種

予防接種法に定める定期予防接種（A 類疾病）

- ・ヒブ ・小児用肺炎球菌 ・B型肝炎 ・四種混合 ・BCG ・麻しん風しん
- ・水痘 ・日本脳炎 ・二種混合 ・子宮頸がん ・不活化ポリオ ・五種混合
- ・ロタウイルス

3 助成金の額

予防接種にかかった費用（ただし、接種した日の属する年度で、一般社団法人長野県医師会と契約した委託契約単価を上限とする。）

※接種費用の全額を医療機関に支払い、申請手続き後に口座へ振り込みます。

4 手続きの流れ

（1）接種前

①事前説明

内容や申請書類について説明しますので、健康推進課へご相談ください。

②申請書類

- ・「岡谷市造血細胞移植後の任意予防接種費用助成金交付申請書」
- ・「岡谷市造血細胞移植後の任意予防接種費用助成に関する主治医意見書」
- ・母子健康手帳（過去の接種履歴が確認できるもの）または確認できる書類等の写し

（申請書、主治医意見書は、健康推進課または市のホームページにあります。）

※遅くとも接種予定日の1週間前までに申請書を提出してください。

申請書類を審査し、以下の書類を申請者に郵送します。

- ・「岡谷市造血細胞移植後の任意予防接種費用助成金交付（不交付）決定通知書
- ・「岡谷市造血細胞移植後の任意予防接種費用助成金請求書」（助成金の交付決定となった方が、接種後に費用を請求していただく書類）

（２）再度の任意予防接種

医療機関に予約の上、任意予防接種を受け、接種費用は全額お支払いください。接種後、医療機関から次のものを受領してください。

- ・領収書（被接種者の氏名、接種日、ワクチン名、接種費用（単価）及び医療機関名が記載されたもの）
- ・任意予防接種を受けたことを証する書類（母子健康手帳へ記載又は接種済証）

（３）助成金の請求手続き

【ご持参いただくもの】

- ①「岡谷市造血細胞移植後の任意予防接種費用助成金請求書」
- ②領収書原本
- ③任意予防接種を受けたことを証する書類
- ④母子健康手帳
- ⑤振込先金融機関口座のわかるもの

<助成金の請求期限>

- ・接種日の属する年度の3月31日まで

<助成金の振込み>

- ・指定された口座へ岡谷市から振り込みます。振込通知書でご確認ください。

4 その他

- ・再度の任意予防接種は、予防接種法に基づかない予防接種となります。（健康被害が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の規定に基づく救済を受けられる場合があります。）
- ・健康推進課にお越しいただく際は、事前にお電話で日時をお知らせください。

5 申請窓口及びお問合せ先

岡谷市役所 健康推進課 保健予防担当

住 所：岡谷市幸町8番1号

電 話：0266-23-4811 （内線1177・1182）

FAX：0266-23-4825

メール：kenkou@city.okaya.lg.jp